

「学びの総合窓口」運営業務委託企画提案（プロポーザル）募集要項

1 業務委託の概要

- (1) 委託業務名 「学びの総合窓口」運営業務
- (2) 業務内容 「学びの総合窓口」運営業務委託「仕様書」に記載のとおり。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託料の上限 12,768千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 選定方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1事業者を決定し、業務を委託する。

3 応募資格

県内又は近隣都県に本社又は事務所を有する団体であって、次の全てを満たすこと。

- (1) 過去に、社会人向けの講座実施や学習相談等に係る業務実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 選考審査委員会による審査の日において、千葉県物品等入札参加資格を有する者であること。
- (4) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (5) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的としたものではないこと。

4 応募に関する事項

(1) 説明会

- ア 日 時 令和7年2月6日（木）午後2時から
- イ 実施方法 オンライン（Zoom）
- ウ 内 容 本募集要項及び仕様書の説明及び質疑応答
- エ 申込方法

出席希望者は、令和7年2月5日（水）正午までに、①団体名、②参加者氏名、③連絡先を、以下に電子メールにて送付すること。（接続台数は、1団体2台まで）

申 込 先：千葉県教育庁教育振興部生涯学習課

電子メール：kyscho3@mz.pref.chiba.lg.jp

オ 備 考 説明会に出席しない場合でも応募できるものとする。

(2) 質問事項の受付

質問事項がある場合は、令和7年2月17日(月)午後5時までに別紙「質問票」を電子メールで送付することとし、送付後に、電話にて到着確認を行うこと。

なお、質問事項及び回答については、軽微な事項を除き、原則、令和7年2月19日(水)から千葉県ホームページで公表するものとする。なお、提案の状況、審査委員名簿に関する質問は受付けない。

電子メール：kyscho3@mz.pref.chiba.lg.jp 電話：043-223-4072

(3) 募集要項及び企画提案書等(提出書類)の入手方法

①募集要項及び企画提案書等の書式については、千葉県教育庁教育振興部生涯学習課社会教育班において配布する。

②千葉県ホームページ「入札等の公告(物品・委託等)」からダウンロードできる。

URL：<http://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/buppin-itaku/nyuusatsukoukoku/index.html>

③ちば電子申請サービスより入手できる。

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=39864

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和7年2月25日(火)午後5時まで(必着)

イ 提出方法

以下のいずれかの方法で提出する。

(ア) 電子受付

ちば電子申請システム https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=39864

(イ) 郵送

(ウ) 持参

※持参の場合、午前9時から午後5時まで(土日祝日は除く)

ウ 提出書類(全てA4版で提出すること)

(ア) 企画提案書(様式第1号)

(イ) 企画提案概要説明書(様式第2号)

(ウ) 業務スケジュール(様式第3号)

(エ) 経費見積書(様式第4号)

(オ) 団体概要(様式第5号)

【添付書類】・団体の定款又は規約等

・直近の事業報告書及び決算書

・団体の概要等が記載されたパンフレットなど

(カ) 再委託予定調書(様式第6号)

※該当のある場合のみ提出すること

(キ) 企画提案書の非開示願(様式第7号)

※該当のある場合のみ提出すること

エ 提出部数(郵送又は持参の場合)

※提出書類は、(ア)～(キ)の順に並べ、左綴じの上、正本1部及び副本1部

(副本はコピー可)を提出すること。

オ 提出先(郵送又は持参の場合)

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課

〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1 中庁舎8階

(5) 提案に当たっての留意事項

ア 提案内容は、採用された場合に受託者が責任をもって実現できるものとする。

イ 企画提案は最優秀提案者を決定するためのものであり、企画提案書等に記載のとおり実施することを約するものではない。

5 審査・選考方法

(1) 審査・選考

委託者が設置する選考審査委員会において、企画提案書等でのプレゼンテーション及びヒアリング(以下、「プレゼンテーション等」という。)による審査を行い、最優秀提案者を受託候補者とする。

なお、応募数が多数の場合、事務局で事前に下記(3)の審査基準に基づき書類選考を行うことがある。

(2) 選考審査委員会(プレゼンテーション等)

選考審査委員会は令和7年3月上旬に実施する予定であり、選考審査委員会におけるプレゼンテーション等は、提出書類のみで行うものとする。

なお、詳細については、応募者に別途通知する。

(3) 評価項目・評価基準

審査に当たっては、別表の評価項目・評価基準により総合的に評価する。

(4) 選考結果

応募者全員に電子メールで通知する。

6 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 応募資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の期限内に提出書類を提出しないとき。

(3) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。

(4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。

(5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。

(6) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

(7) 委託料の上限額を超える金額で見積書を提出したとき。

(8) 見積書の金額又は重要な文書の誤脱、若しくは認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。

(9) 選考審査委員会を欠席したとき。

(10) 上に掲げるもののほか、提出書類の重大な記載不備等により、委託者が無効である

と判断したとき。

7 委託契約

(1) 契約手続

ア 本業務の仕様は、受託候補者からの提出書類等を基に確定する。

ただし、本業務の目的達成のために必要と認められるときは、委託者と受託候補者との協議により、提案内容を一部変更する場合がある。

イ 委託者は、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）に定める契約手続により、確定した仕様に基づいた見積書を受託候補者から徴し、県が定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

(2) 主な留意事項

ア 委託者が業務を継続することが適当でないと認めるときは契約を解除する場合がある。

イ 採用された提案書の内容については、必要に応じて内容の一部を変更及び修正する場合がある。

ウ 業務委託仕様書は、提案された企画内容をもとに委託者が作成する。

エ 契約に当たっては、地方自治法施行令第167条の16及び千葉県財務規則（昭和39年規則第13号の2）第99条の規定により、受託者は契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めること。なお、契約保証金は免除する場合がある。

オ 業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部の再委託については、高い効果が見込めると委託者が判断した場合は認めるものとし、事前に委託者に書面で協議し、承諾を得るものとする。

カ 委託料の支払いは精算払とする。

キ 委託料には、事業終了後の完了報告書の作成及び成果品の納品を含む。

ク 本業務の委託料によって備品等の財産を取得することは認めない。

ケ 受託者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏洩することは認めない。

コ 受託者は、委託業務の実施のために業務委託料から支出したことについて、帳簿及び証拠書類を、委託業務終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。さらに、委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して当該帳簿及び証拠書類の提出を求めることができる。

8 プロポーザルに係る日程（あくまで予定であり、変更となる場合がある）

内 容	日 程
公募開始	令和7年2月3日（月）
説明会への参加申込期限	令和7年2月5日（水）正午
説明会	令和7年2月6日（木）午後2時
質問の提出期限	令和7年2月17日（月）
質問への回答	令和7年2月19日（水）
企画提案書等の提出期限	令和7年2月25日（火）
選考審査委員会	令和7年3月上旬
受託候補者の決定通知	令和7年3月中旬 4月以降、契約締結

9 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 本業務は、令和7年2月定例県議会において、予算の成立を前提に公募するものであり、予算が成立しない場合には効力を発しない。
- (3) 提出された書類等は返還しない。
- (4) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示する場合がある。なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第8号第3号イの規定により非開示となることから、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を企画提案書の非開示願（様式第7号）により提出すること。なお、開示・非開示の判断は提出書類に基づき行うものではなく、提出書類を参考に、同条例に基づき千葉県が客観的に判断する。
- (5) 提出された書類等は、必要に応じて複写する。
- (6) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 前述の5により選考した受託候補者が次のいずれかに該当することとなった場合は、委託契約の協議を中止し、次点者と協議を行うものとする。
 - ア 選考結果を通知した日から契約締結日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けたとき。
 - イ 選考結果を通知した日から契約締結日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき。
- (8) 本契約により得た成果は、著作権を含めて委託者である千葉県教育委員会に帰属する。
- (9) 企画提案書等提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を提出するものとする。
- (10) 本件に係る契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、令和7年4月1日以降に確定させる。

(別表) 評価項目・評価基準

評価項目		評価基準	配点
企画提案内容	「学びの総合窓口」の運営	業務の目的を十分に理解し、相談者の意向を踏まえた「学びの総合窓口」としての提案になっているか。	10
		専門性を持つキャリアコンサルタント等の人員配置等が適切に設定され、効果的な個別相談を行う提案になっているか。	20
	講座の運営	業務の目的を十分に理解し、社会人の学び直しの動機付けにつながる提案になっているか。	10
		適切な分野・講師・実施方法等が設定され、効果的な内容が提案されているか。	20
	広報	「講座の広報」及び「学びの総合窓口の広報」のそれぞれにおいて、対象者に必要な情報を効果的に届けることができる広報計画になっているか。	15
	自由提案	仕様書の内容以外に、産業人材の育成のために効果的で実現性のある自由提案がなされているか。	5
業務運営体制	業務遂行能力	業務を円滑に実施することができる人員及びマネジメント体制となっているか。	5
	組織の安定性	安定的な業務運営ができる組織や体制、財政基盤があるか。	5
	実績	社会人向けの講座や学習相談に関する業務の実績が豊富であるか。	5
	経費妥当性	見積書に所要経費・算定根拠が明確に示されており、適正な内容であるか。	5
合 計			100